

令和7年3月1日

(派遣元)

△△△△株式会社 御中

(派遣先)

□□□□株式会社

担当者氏名 ○○○○

延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知

労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という）を通知します。

記

1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

□□□□株式会社 岡山支店

2 上記事業所の延長後の抵触日

令和10年4月1日